

## 第1章 いじめ問題に関する基本的な考え方

### (1) いじめの定義

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。(「いじめ防止対策推進法」平成25年9月28日施行 より)

### (2) いじめの基本認識 ー教職員

いじめには様々な特質があるが、以下の事項は、教職員が持つべき基本認識である。

- 「いじめは人権侵害であり、人間として絶対許されない」という強い認識を持つ。
- いじめはどの学校にも、どの児童にも起こりうるものである。
- いじめはいじめられる子どもに原因がある、という認識を捨て、いじめられている子どもの立場に立った親身な指導をする。
- いじめはその態様により暴行や恐喝、強要などの刑罰法規に抵触する。
- いじめ防止対策推進法を遵守し、いじめ問題の対応に当たっては、正確に丁寧な説明を行い、隠蔽や虚偽の説明を行うことはしてはならない。
- いじめの問題は、教師の児童観や指導の在り方が問われる問題であることを理解する。
- いじめは学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、連携を図り一体となって問題の克服に取り組む。

### (3) いじめの基本認識 ー児童

- 全ての児童は、いじめを行ってはならない。
- 全ての児童は、いじめを認識しながらそれを放置してはいけない。
- 全ての児童は、いじめが心身に及ぼす影響やその他いじめの問題に関する理解を深めていかななくてはならない。

※これらのことに関して、教職員で日頃から継続して指導し、児童にも認知させるものである。

## 第2章 いじめ対策組織

### (1) いじめ対策組織の設置について

いじめ問題の取り組みにあたっては、学校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取り組みを行う必要がある。本校においては、いじめ問題への組織的な取り組みを推進するためにいじめ対策組織を設置し、そのチームを中心として教職員全体で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

### (2) いじめ対策組織の役割

- いじめ防止対策委員会      \*日常的な協議  
→問題行動の有無に関わらず、子どもの生活の様子についての情報を共有する。
- いじめの疑いがある場合の緊急会議  
→発見・事実確認者は、管理職・生徒指導主任に直ちに報告する。招集は、生徒指導主任が校長の指示を受けて行う。
- いじめ防止等対策委員会
- 重大事案の調査組織  
学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- いじめの相談・通報の窓口の周知  
⇒児童・保護者に対して教頭・教務主任・養護教諭が相談窓口となる（その他相談しやすい職員でもよい）。教育委員会のいじめホットラインや法務局などの相談機関も学校便り、全校朝会等で周知する。相談・通報を受けた職員は管理職・生徒指導主任に報告する。
- いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動に係る情報の収集と記録、共有を行う
- いじめの疑いがあるとき⇒緊急会議を開く
- 重大事態（※）であるとき⇒いじめ対策委員会を母体として調査を行う

#### (※) 重大事態とは

☆いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いが認めるとき。

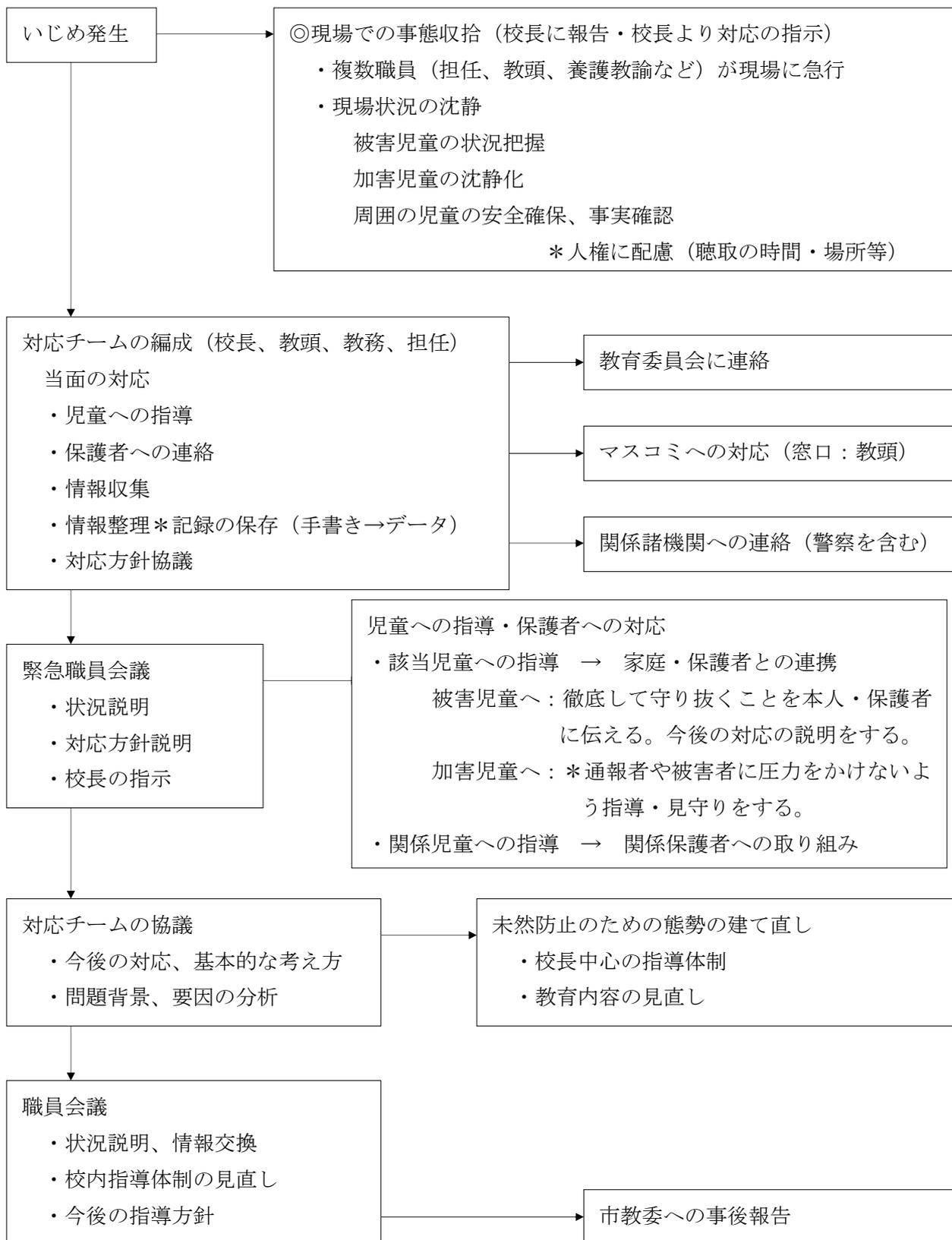
例) ・児童が自殺を企図した場合

- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

### (3) いじめ対策組織の構成

		いじめ防止対策委員会 (日常的な協議)	いじめの疑いがある 場合の緊急会議	いじめ防止対策評 価委員会	重大事態の調査組織 (学校が調査主体)
学 校 職 員	学校長	○	○	○	○
	教頭	○	○	○	○
	生徒指導主任	○	○	○	○
	教務主任	○	○	○	
	学年主任		○	○	
	各学年生徒指導担当	○	○	○	
	教育相談担当	○	○	○	
	養護教諭	○	○	○	
	担任		当該○	○	○
	関係学年職員		○	○	○
	部活動担当		△	○	
P T A本部役員				○	
流山市スクールカウンセラー				○	○
民生委員・児童相談員				○	○

## <緊急対応>



## 第3章 いじめの防止対策

### (1) 未然防止

いじめ問題において「いじめが起こらない学級・学校づくり」など、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには「いじめは、どの学級にも学校にも起こりうる」という認識を全ての教職員が持ち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない雰囲気作り」に取り組む必要がある。

#### ① 豊かな心の育成

- \* 道徳・人権教育の推進（「豊かな人間関係づくり実践プログラム」による計画的な指導を含む）
- \* 児童の自発的活動を支援する多様な体験活動の実施

#### ② 規範意識の育成

- \* いじめ防止対策推進法の周知
- \* 生活規律や学習規律の確立
- \* 行政書士の出前授業

#### ③ 分かりやすい授業の実践

- \* 正しい姿勢を保ち集中力の向上
- \* すべての児童が授業に参加出来る、活躍できる場の設定（生徒指導の機能を重視した「わかる授業」の展開）
- \* 承認させる場づくり（自己有用感を高める）

#### ④ 教師の人権意識の向上

- \* いじめ事例研修の実施
- \* いじめを誘発する要因の認識（教師の不適切な言動がいじめを助長することを自覚する。差別的発言・過度の競争・配慮のない能力別グループ分け等）

#### ⑤ 児童・保護者への啓発

- \* 懇談会、授業、学校だより、ホームページ、関係機関からのリーフレット等を活用した啓発活動を行う。

### (2) 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であってもいじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認識することが必要である。

- ① 風通しのよい職場の雰囲気醸成
- ② 定期的な生活アンケートの実施
- ③ 教育相談の実施（毎月教育相談日の設定・夏季休業中の個別面談）
- ④ 生活ノート等を利用した児童の実態把握及び関係作り
- ⑤ 休み時間や給食指導、放課後の雑談等の機会に子どもの様子を観察
- ⑥ 相談窓口の周知

### （３）早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている児童の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。

- ① いじめ対策組織員の招集
  - \* いじめられた児童、いじめを知らせた児童を守り通す  
（必要に応じスクールカウンセラーを活用→心のケア）
  - \* 事実確認と情報の共有  
→加害者と被害者の確認・時間と場所の確認・内容・背景と要因・期間
- ② 個別面談の実施（関係児童及び保護者）
- ③ 周りの児童に対しても「傍観者から抑止する仲裁者」へと意識の転換を促す
- ④ 継続した指導

### （４）インターネット上のいじめ対応

インターネットの特殊性による危険を十分理解した上で、トラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。児童のパソコンや携帯電話等を第一義的に管理する保護者と連携した取り組みを行う必要がある。

- ① 学年の実態に応じた情報モラル（メディアリテラシー）指導
  - \* 誹謗中傷を書き込むことは「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと。
  - \* 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること。
  - \* 匿名でも書き込みをした人は、特定できること。
  - \* 違法情報や有害情報が含まれること。
  - \* 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、犯罪につながる可能性があること。
  - \* 一度流出した情報は、簡単には回収できないこと。
- ② 具体的な対応方法を保護者にも助言し、協力を仰ぐ
  - \* 第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において危険から

守るためのルール作りを行うこと。

- \* インターネットへのアクセスは、トラブルの入り口に立っているという認識や、知らぬ間に利用者の個人情報流出する可能性があることを認識する。
  - \* 「着信があっても出ようとしない」「最近パソコンの前に座らなくなっている」「メール・ラインを見たときの表情の変化」などトラブルに巻き込まれた児童が見せる小さな変化を見逃さないようにする。
- ③ 必要な場合は、警察等専門機関と連携を図る

## 第4章 学校いじめ防止基本方針の公表・点検・評価について

- ① 学校いじめ防止基本方針はホームページで公表する。
- ② 毎年度、いじめに関する調査・分析を行い、これに基づいた対応を取る。
- ③ 毎年度、いじめ問題への取組を保護者、児童、教職員等で評価する。
- ④ 学校いじめ防止基本方針は、県・市の基本方針に基づくとともに、必要と認められるときは、改善のための見直しを実施する。
- ⑤ 学校いじめ防止基本方針の内容に変更があった場合は、ホームページ、学校だより等を活用し、遅滞なく保護者に周知する。

平成30年3月改訂